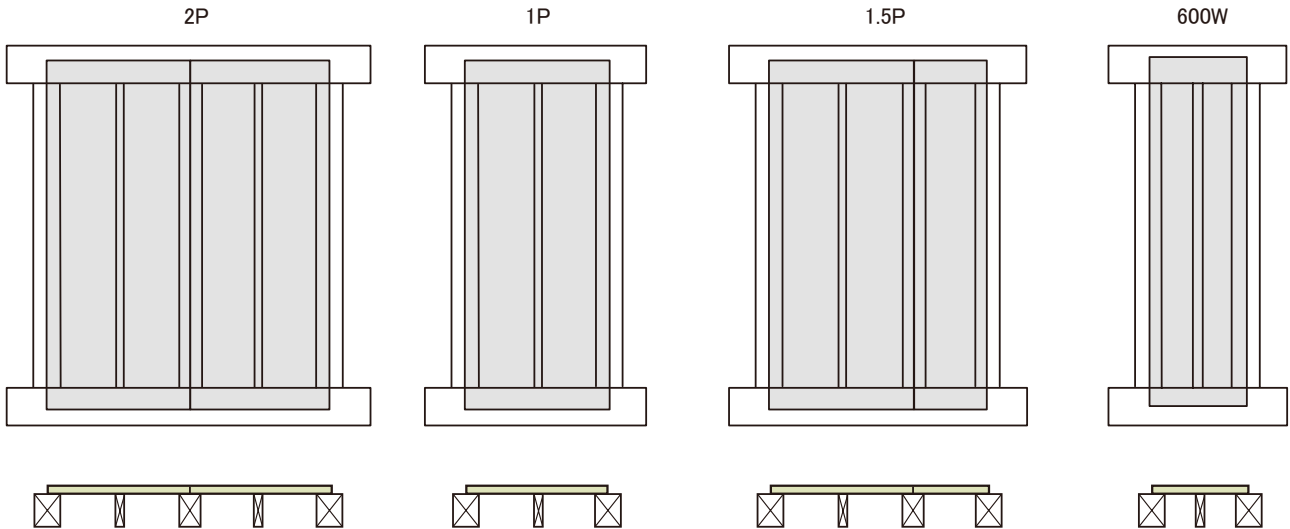


3. 1.5p、600W、開口について



1P単位でのご使用(1、2P等)は認定仕様として認められています。

1.5Pについては、木造軸組工法(大壁)壁倍率2.7倍の場合左右何れに0.5Pを施工しても、認定仕様と同等以上の壁倍率を有することを岐阜県立森林アカデミーにおける自社試験で確認しています。(試験実施日:2008年10月10日)

また、600mm幅については、壁倍率2.5倍、2.7倍、3.8倍で認定仕様と同等以上の壁倍率を有することを一般財団法人建材試験センターにおける自社試験で確認しています。(試験実施日:2014年2月13日) ※ 1.5P及び600mm幅対応は建築主事によって判断が異なることもあります。

●小開口を設ける場合の扱いについて

換気扇やコンセントなど電気関係の小設備および壁を貫通する各種配管などを設置するためモイスTMに小開口を設ける場合、国土交通省住宅局建築指導課長通知(国住指第1335号/平成19年6月20日)に基づいて、開口を設けない場合と同等の剛性および耐力を有するものとして取り扱うことができます。また、自社試験として面材継ぎ部分から下方に開口穴(直径305mm)を設けて面内せん断試験を実施した結果、開口を設けない場合と同等の耐力を有することを確認しています。

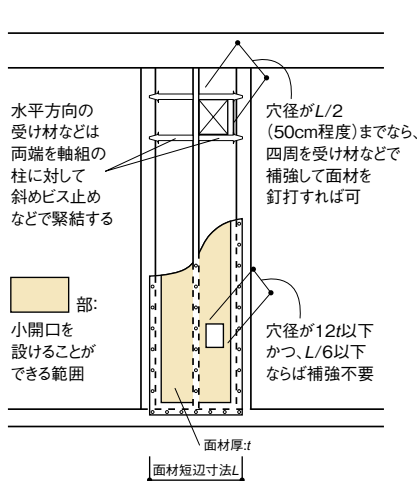


図: 国土交通省技術的助言 1335号

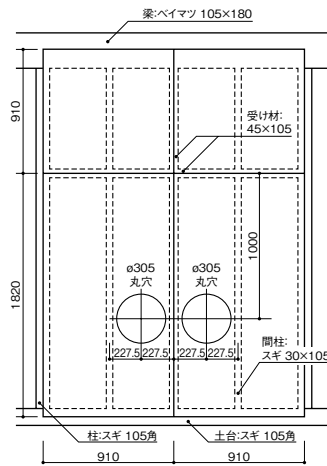


図: 試験体図

■試験場所: (財)日本建築総合試験所 試験研究センター
 ■試験日時: 2004年10月14日

※ 結果は実測値であり、保証値ではありません。

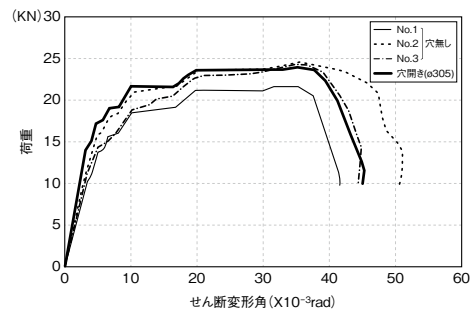


図: 荷重—変形包絡線



安全工事へのお願い

耐力壁の1.5P、600mm幅の耐力確認試験及び穴あけ確認試験を実施しておりますが、自主確認であり、壁倍率の大臣認定書には明記されているものではありません。最終的には、確認検査機関、建築主事の判断で「耐力壁として安全かどうか」の実施判断が決まりますので、よりスムーズに建築確認・検査をすすめるためにも、事前に所轄の建築主事へのご確認、ご相談の対応お願い致します。